

令和元年8月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、名古屋家庭裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和元年5月14日付け苦情申出書のとおり主張しているが、原判断庁による判断は、相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

名古屋家裁が作成し、又は取得した「夏祭起太郎」に関する文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、令和元年5月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る文書は、名古屋家庭裁判所が作成し、又は取得した「夏祭起太郎」に関する文書であるところ、「夏祭起太郎」については、名古屋家庭裁判所の男性判事（55歳）が、「夏祭起太郎」のペンネームを用いて、反戦団体の会報に天皇制に反対する内容の寄稿をするなどしており、裁判所法が禁じる裁判官の積極的な政治運動に抵触する可能性がある旨報道さ

れている。

裁判官が服務規律に違反する行為をした場合、人事上の措置等が行われる可能性があるところ、名古屋家庭裁判所所属の裁判官について、「夏祭起太郎」のペンネームを用いて、裁判所法に違反する可能性がある寄稿をしている旨の報道がされている中で、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（行政機関情報公開法第5条第6号ニ、平成31年度（情）答申第4号参照）。

イ よって、不開示とした原判断は相当である。